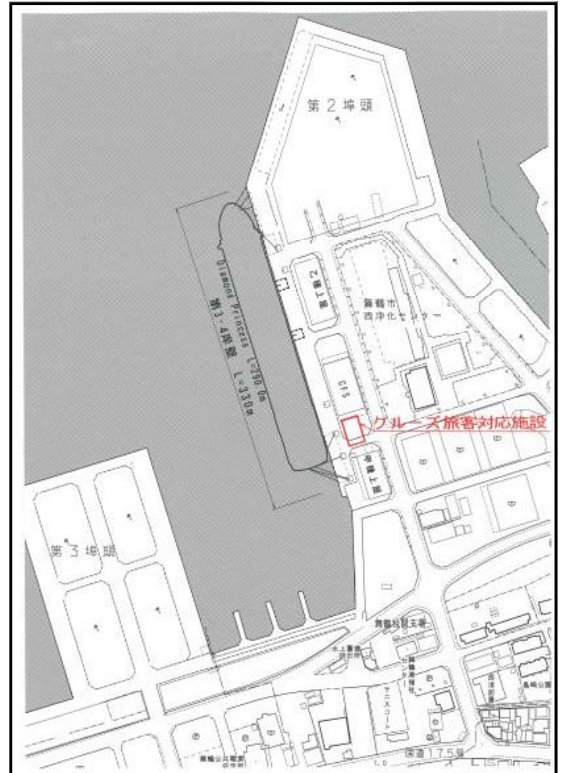
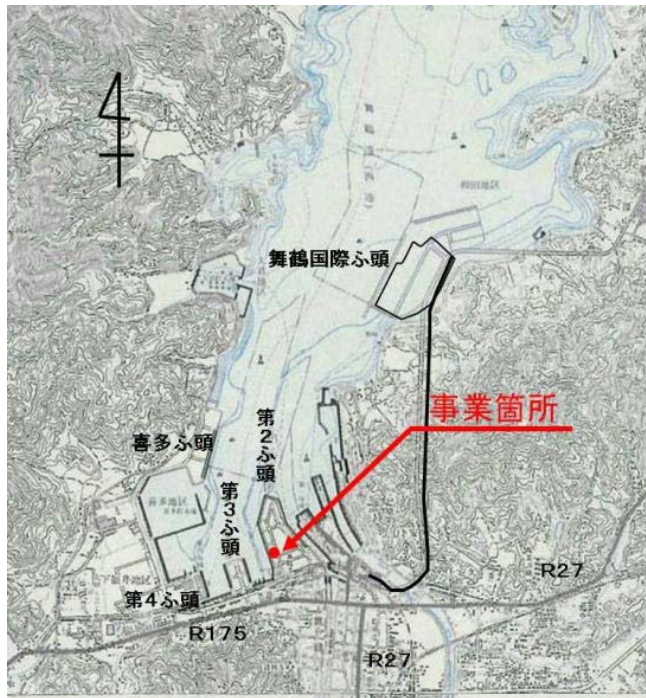


重要港湾舞鶴港 京都舞鶴港クルーズ船旅客ターミナル整備事業事前評価調書

路線・河川等名	重要港湾舞鶴港	事業名	京都舞鶴港クルーズ船旅客ターミナル整備事業	補助・単独の別	単独
事業主体	京都府	事業箇所(区間)	舞鶴市字松陰地内(第2ふ頭)		
事業概要	目的	<p>本事業は、京都舞鶴港が平成23年11月に外航クルーズ機能で日本海側拠点港に選定以降、クルーズ船の寄港が著しく増加している(H25:7回、H26:14回[予定])ことから、クルーズ乗客船のおもてなしのための旅客施設を整備し、人流機能の機能強化を図ることより、地域経済の活性化に資するものです。</p>			
	内容	<p>施設概要 ①施設用途：旅客施設(休憩・待合施設) ②構造：木造(屋根は透過性のある膜材料を使用) ③規模：平屋建て ④延床面積：約500㎡ 全体事業費 1.8億円</p>			
	上位計画等	舞鶴港港湾計画(平成25年12月改訂)			
	スケジュール	<p>着手年度：平成25年度(12月補正) 測量・土質調査・設計 完成目標：平成26年度 建築工事</p>			
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等	<p>・京都舞鶴港は、平成23年11月に外航クルーズ機能で日本海側拠点港に選定されたことから、今後、さらにクルーズ船の寄港が増加することが見込まれる。</p>			
有効性	便益等	<p>・人流機能の機能強化を図ることにより、地域経済の活性化に寄与する。</p>			
事業の効率性等	コスト縮減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	<p>地球温暖化(CO₂排出量等)、大気環境、廃棄物・リサイクルに配慮し、出来るだけ環境負荷の少ない工事を実施する。</p>			
総合評価		<p>本事業は、人流機能の機能強化を図ることより、地域経済の活性化に寄与するものであることから、総合評価として事業実施の必要性が認められる。</p>			

【位置図】



【事業イメージ図】

【外観】



【内観】

